宮城県農業土木工事共通仕様書【訂 正 後】	宮城県農業土木工事共通仕様書【現 行】	備考
第 1 編 共通編 第 1 章 総則 【略】	第1編 共通編 第1章 総則 【略】	
第2章 材料 第1節 通 則 2-1-1 適 用 【略】	第2章 材料 第1節 通 則 2-1-1 適 用 【略】	
<ul><li>2-1-2 県内産製品の優先使用 受注者は、工事に使用する資材等について、規格、品質、価格等が適当である場合、 県内産製品の優先使用に努めるものとする。 県内産製品とは、以下のいずれかに該当するものをいう。</li><li>(1)県内で産出、生産、製造又は加工された建設資材または製品等。</li><li>(2)県内に本社・本店を置く取扱業者から調達した建設資材または製品等。</li></ul>	【記載漏れ】	・H27.4.1に改訂されてた内容について、H27.10.1の改訂時に記載漏れがあったもの。
<ul> <li>2-1-3 材料の見本又は資料の提出</li> <li>1.受注者は、設計図書及び監督職員が指示する工事材料について、事前に見本又は資料を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</li> <li>2.本条第1項の見本又は資料のうち、コンクリート二次製品における必要資料は、使用製品がJISマーク表示許可工場で製造されるものである場合、製作仕様書及び規格・寸法図等とし骨材の品質保証書等の基礎的資料は省略できるものとする。</li> </ul>	を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。 2.本条第1項の見本又は資料のうち、コンクリート二次製品における必要資料は、使用	
<ul> <li>2-1-4 材料の試験及び検査</li> <li>1.受注者は、設計図書及び監督職員の指示により検査又は試験を行うこととしている工事材料について、使用前にJIS規格又は指示する方法により検査又は試験を行わなければならない。</li> <li>2.受注者は、検査又は試験に合格したものであっても、使用時において監督職員が変質又は不良品と認めた材料について、再度試験等を行い合格したものを使用しなければならない。また、不良品については、速やかに取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならない。</li> </ul>	事材料について、使用前にJIS規格又は指示する方法により検査又は試験を行わなければならない。 2. 受注者は、検査又は試験に合格したものであっても、使用時において監督職員が変質又は不良品と認めた材料について、再度試験等を行い合格したものを使用しなければな	
2-1- <u>5</u> 材料の保管管理 受注者は、現場に搬入された材料を現場内の工事に支障をきたさない場所に整理、保 管し、変質、損傷を受けないように管理しなければならない。	2-1- <u>4</u> 材料の保管管理 受注者は、現場に搬入された材料を現場内の工事に支障をきたさない場所に整理、保 管し、変質、損傷を受けないように管理しなければならない。	
第3章 施工共通事項 【略】	第3章 施工共通事項 【略】	
第2編 工事別編 第1章 ほ場整備工事~第20章 推進工事 【略】	第2編 工事別編 第1章 ほ場整備工事~第20章 推進工事 【略】	